

OKICA ポイントサービス規約

第1条 目的

OKICA ポイントサービス規約(以下「本規約」といいます)は、沖縄 IC カード株式会社(以下「当社」といいます)が発行する、金銭的価値等を記録することができる IC カード(以下「OKICA」といいます)の利用者に対して提供する OKICA ポイントサービス(以下「本サービス」という。)の内容および適用条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

1. OKICA 利用規約に規定される OKICA 交通事業者における、本サービスについては、各交通事業者が定める規則等(以下「交通事業者規則等」という。)に基づき、当社が認めた場合に限りです。
2. 本規約および本規約に基づいて定められた内容は予告なく変更されることがあり、利用者はこれを了承するものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、法令および OKICA 利用規約等の定めるところによります。

第3条 用語の意義

1. 本規約における主な用語の意義は、OKICA 利用規約に定めるほか、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 「OKICA ポイント」とは、本規約または交通事業者規則等により OKICA 利用者に付与され、ポイントを管理するシステムに記録されるポイントをいいます。
 - (2) 「OKICA 加盟店」とは、別表第1号に記載しています。
2. 交通事業者規則等において、本規約に抵触しない限り、前項以外の用語を用いることは妨げられないものとします。

第4条 OKICA ポイントの付与

1. 当社または OKICA 加盟店が実施する施策等により一定の条件のもとで、当社が認めた場合に限り OKICA ポイントが付与され、蓄積されます。
2. OKICA 加盟店は、OKICA 加盟店が付与する OKICA ポイントの基準等を当社が認めた場合に限り変更することができます。

第5条 OKICA ポイントの効力

1. OKICA ポイントは、ポイントを管理するシステムに記録された時点で有効となります。
2. OKICA 利用規約第15条の規定により OKICA が失効した場合、前項に基づき新たに付与される予定であった OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは全て失効します。
3. OKICA 利用規約第22条の規定により OKICA が無効となった場合、第1項に基づき新たに付与される予定であった OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは全て無効とします。
4. OKICA 利用規約第27条にもとづき OKICA を返却・払戻する場合、その時点で有効となっていない OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは当該カードの返却・払戻と同時に消滅するものとします。
5. 偽造、変造その他不正に作成された OKICA ポイントを使用することはできません。
6. 前号各号にかかわらず、当社が OKICA ポイントを失効することが適切と判断した場合、新たに付与される OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントを失効させること

ができます。

第6条 ポイントの有効期限

OKICA ポイントの有効期限は、モノレールとバスの利用に伴い付与されたポイントは、ポイント付与日の翌年の同月末とします。また、商業店舗とタクシーの利用に伴い付与されたポイントは、ポイント付与日の翌年の同日とします。有効期限を過ぎた OKICA ポイントは自動的に失効します。

第7条 OKICA ポイントの確認

OKICA ポイントの特典交換可能残額は、OKICA を処理する所定の方法により確認することができます。

第8条 OKICA ポイントの引継ぎ

記名式OKICAの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、OKICA ポイント残額は新たな OKICA へ引継ぐことができます。

第9条 OKICA ポイントの交換

1. OKICA ポイントは、各交通事業者における所定の方法により別表第2号に定める特典に交換することができます。
2. OKICA ポイントを特典に交換する場合、最低 100 ポイント以上が必要であり、上限 10,000 ポイントまで 10 ポイント単位で交換することができます。但し、所定の機器においては、その限りではありません。
3. OKICA ポイントは現金と交換することはできません。
4. 複数 OKICA の OKICA ポイントを合算することはできません。
5. OKICA ポイントを他の利用者へ譲渡することはできません。

第10条 特典の取扱い

1. 一旦特典に交換した OKICA ポイントは、再び OKICA ポイントへ交換することはできません。
2. 特典への交換に関しては、利用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用します。
3. 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがあります。
4. 当社、OKICA 加盟店は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負いません。また、利用者が利用しなかった特典の補償に関して、当社、OKICA 加盟店はその責めを負いません。

第11条 ポイントの訂正

当社は、次の場合に、利用者が保有する OKICA ポイントを訂正することができます。

- (1) 利用者が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正に OKICA ポイントを入手した場合
- (2) 利用者が、本規約または別に定めた各種規約に違反した場合
- (3) 当社、OKICA 加盟店が錯誤によりポイントを付与した場合
- (4) 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合
- (5) その他、当社が OKICA ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

第12条 制限または停止

1. 当社は以下の場合、全てまたは一部の OKICA 加盟店における OKICA カードの取扱いを制限または停止をすることがあります。

- (1) 不可抗力により OKICA カードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社が OKICA カードの取扱いの中止を必要と判断した場合
2. 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、当社、OKICA 加盟店はその責めを負いません。

第 13 条 免責事項

1. 記名式 OKICA を紛失し、または盗難にあった場合等に、利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行整理票発行日における当該カードの解約や OKICA ポイントの交換等で生じた利用者の損害については、当社、OKICA 加盟店はその責めを負いません。
2. 改札機その他 OKICA を処理する機器の機器障害や輸送障害、または運営上の都合により、やむを得ず OKICA が利用できないことによって、当該利用に対する OKICA ポイントの付与ができない場合であっても、当社、OKICA 加盟店はその責めを負いません。
3. その他、当社、OKICA 加盟店の責めに帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社、OKICA 加盟店はその責めを負いません。

附則 本規約は、2014 年 10 月 17 日から施行します。

附則 本規約は、2015 年 4 月 27 日から施行します。

附則 本規約は、2021 年 8 月 16 日から施行します。

附則 本規約は、2022 年 9 月 30 日から施行します。

【別表】

第 1 号 (第 3 条)

○交通事業者

- ・沖縄都市モノレール株式会社
- ・那覇バス株式会社
- ・株式会社琉球バス交通
- ・沖縄バス株式会社
- ・東陽バス株式会社

○商業店舗

○タクシー

第 2 号 (第 9 条)

- ・OKICA の残額

(当該 OKICA ポイントが記録されている OKICA の残額に限る)

(残額への金額換算率 10ポイント=10円)